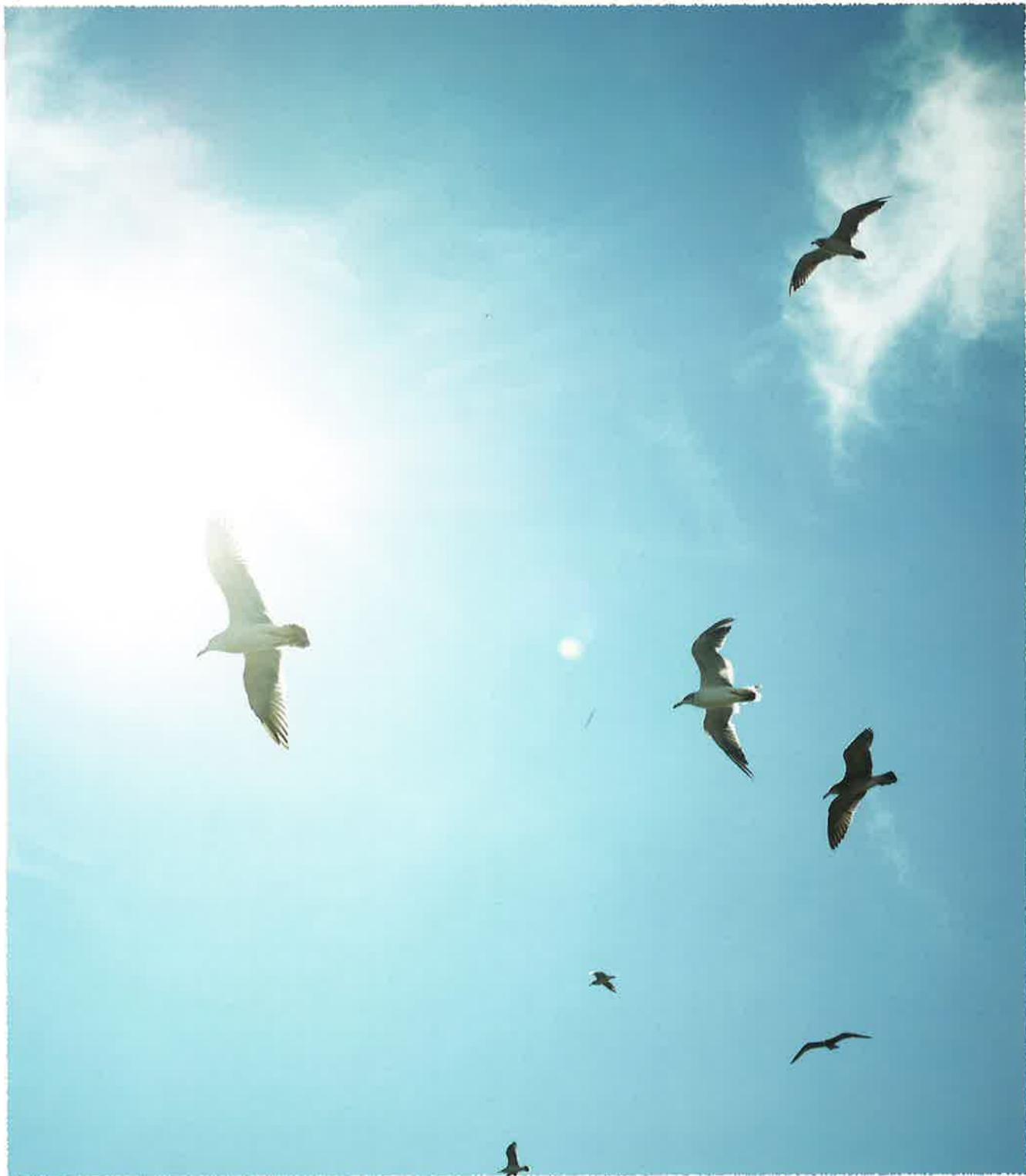


地域生活定着 支援センターのしごと



シリーズ 済生会の力 第15集



社会福祉法人 慶賀済生会

理事長 炭谷 茂

済

生会は、刑務所等から出所した人たち——刑余者への支援を全国各地で続けています。

施設で雇用したり、更生保護施設に職員を常駐させたり、就職に必要な健康診断やインフルエンザの予防接種を無料で実施するなど様々な形で行なっています。こうした支援をさらに広げ、また、実効ある方策を考える組織として「全国済生会刑余者等支援推進協議会」があり、済生会の支部・施設を横断する形で担当者が参加し、問題解決への研究や法務省等と意見を交わしています。

また、刑余者の中でも特に社会復帰へのハードルが高いのが高齢者や障害者への支援で、そのため各都道府県は「地域生活定着支援センター」を設けています。47都道府県のうち、大分、熊本、福井、石川、富山の5県で済生会が運営を担っています。しかし残念ながら、その活動はまだ広く知られていないのが実情ですが、それぞれの職員は地味で困難な業務を黙々と遂行し、一方で協議会に所属し刑余者全体への支援も一緒にになって考えています。

生活困窮者への支援は、済生会の基本精神であり本質的な役割です。中でも刑余者への支援は重要なテーマとなっています。一つは、刑余者支援には三つの柱があります。一つは、健康面の支援です。これは済生会が持つ資源を有

効に使えるので、全国の済生会の病院で行なっています。二つ目は、刑余者の就職です。ソーシャルファーム（社会的企業）は、刑余者だけでなく障害者、引きこもりなど、就職先が見つかりにくい人たちに向けて働く場を作つて支援する取り組みです。済生会としても直接的に雇用するだけでなく、今後こうした支援が必要だと考えます。

三つ目は、刑余者に社会復帰のチャンスを与えることです。差別や偏見で排除されている刑余者を地域社会の一員として迎える、社会復帰のチャンスを与える——これをソーシャルインクルージョン（社会的包摶）と呼んでいます。その実現のために、一緒に仕事をしたり遊んだり学んだりする機会を通じて、人とのつながりを作ることが必要であり、刑余者支援こそソーシャルインクルージョン活動の試金石となる事業です。

済生会は、創立の理念である「施薬救療」に立ち返り、生活困窮者全般を幅広く対象とした支援事業「なでしこプラン」に平成22年から取り組んでいます。この中身をさらに充実させる第一弾として刑余者支援の基本方針を策定し、全国の済生会支部に通知しています。刑余者への支援を、全国的・組織的に取り組めるのは医療・福祉の機能を備えた済生会だけであり、その使命をしっかりとまっています。

済生会の力 第15集 目次

炭谷茂理事長あいさつ	1
地域生活定着支援センターの役割と機能	2
済生会の地域生活定着支援センターのしごと	
大分県地域生活定着支援センター	4
熊本県地域生活定着支援センター	6
福井県地域生活定着支援センター	8
石川県地域生活定着支援センター	10
富山県地域生活定着支援センター	12
全国済生会刑余者等支援推進協議会のあゆみ	14
篠原栄二会長あいさつ	16
済生会は日本最大の社会福祉法人	

「地域生活定着支援センターの役割と機能」

地域生活定着支援センターは、高齢または障害を有するため福祉的な支援を要する刑余者（刑罰を受けて刑務所を出所した人）に、関係機関と連携し入所中から退所後まで一貫して必要なサービスをつなぐ役割を担っています。済生会では大分・熊本・福井・石川・富山の5県で事業を受託し活動しています。

高齢者や障害者の再犯を福祉の支援で防ぐ

「地域生活定着支援センター」は、高齢または障害があり、出所後の社会生活が困難な刑余者を対象に、矯正施設や保護観察所と協働して入所中から関わり、必要な福祉支援が受けられるよう各機関と連携、調整などを行なう機関です。

法務省の「平成30年矯正統計年報」によると、新受刑者の約19%に知的

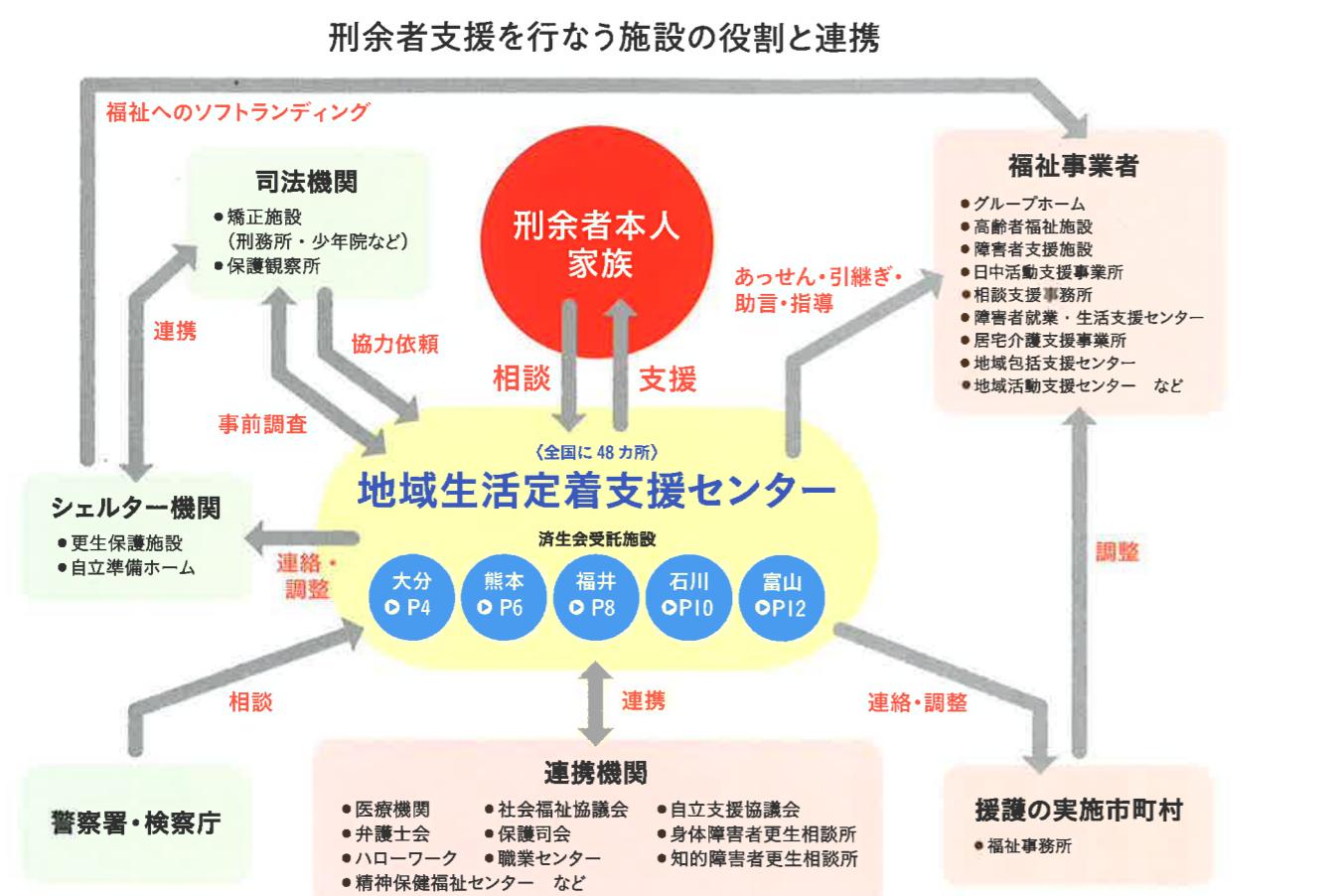
障害の疑いがあります。同じく「令和元年版犯罪白書」によると、高齢入所受刑者は増加傾向で、特に70歳以上の増加が顕著です。さらには、知的障害を有する受刑者の約65%が再犯し、年齢が上がるにつれ再入所度数が増えるというデータもあります。出所後の支援を必要とする刑余者が特別なサポートの

ないまま地域社会に帰り、自立した生活ができずに「刑務所に戻りたい」と再犯を重ねてしまうのです。こうした中で2006年、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行。受刑者に対して刑務作業のみを義務づけていた処遇が見直され、受刑者の社会復帰を踏まえた処遇へと舵が切られました。そして2008年の犯罪対策官僚会議で策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」で、福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援のための地域生活定着支援センターの設置方針が示されました。

それを受けた2009年、厚生労



本人も含めた保護観察所との打ち合わせ風景(石川)



誰ひとり孤立させない

地域生活定着支援センターは、次の四つの業務を行ないます。

- ①コーディネート業務
 - ②フォローアップ業務
 - ③相談支援業務（被疑者・被告人段階の支援など）
 - ④その他、関係機関とのネットワーク構築や普及・啓発活動
- (A) の対象者は、(イ) 高齢（概ね65歳以上）で身体障害・知的障害・精神障害がある人、(ロ) 出所後の住居がない人、(ハ) 出所後のある人——など。(B) は、(イ) (ハ)に該当し福祉サービスが必要なもの、帰住先がある人が対象です。
- 特別調整対象者の場合、出所予定期の約6カ月前から本人との面接をスタート。高齢者福祉施設や障害者支援施設などの受け入れ先の調整、

対象者を社会から孤立させないよう地域の中に心の居場所を作り、継続して刑余者の生活に関わっていくことも再犯を防ぐためのセンターの大重要な役割なのです。



対象者を社会から孤立させないよう地域の中に心の居場所を作り、継続して刑余者の生活に関わっていくことも再犯を防ぐためのセンターの大重要な役割なのです。



にぎやかに過ごす花見会。「パパ抜きをはじめようか。今年こそ負けないよー」
「今年はじめての花見だよ。職員さん、ありがとうございます。来年も参加させてね」

大分県地域生活定着支援センター

職員6人全員が社会福祉士、または精神保健福祉士の資格者で、きめ細かな相談業務を行なっています。地域に根差した交流イベントが特徴的です。

TEL: 097-536-5105

センター長
甲斐祐治
Kai Yuji

地域の見守りと
温かな心の交流

対象者一人ひとりへの支援だけではなく、イベントを通した地域コミュニティとの交流が当センターの大きな特徴です。

大分大学および学生ボランティアの協力の下、毎年学園祭に参加。対象者と共に、バザーの開催や飲食物の販売を行なっています。独居の支援対象者は日中の活動が定まらず、時間を持て余している人が大半。バザーでの就労経験で、働くことの楽しさや人との交流の喜びを感じてもらっています。

毎年春には、県内で独居する高齢の支援対象者を招き、花見会を開催しますが、花見会では市民のにぎやかさやや人の交流の喜びを感じています。

私たちには見放された人たちばかりから、刑務所に会いに来てくれるのはうれしかった



学生ボランティアと共に飲食物の販売を行なう
支援対象者。活気あふれる地域でのコミュニケーションから多くを学びます

しています。2019年で4回目となりました。地域コミュニティとの交流が希薄な対象者も少なくあります。せんが、花見会では市民のにぎやかさが響き渡る中、食事やトランプゲームなど、穏やかな時間を楽しみました。

障害の特性に適した支援で 地域生活への定着を後押し

支援が必要になった理由・背景は家族構成や生い立ちなどさまざまです。入所中に認知症を発症する人、複数の疾患、障害を有する対象者も

少なくありません。Aさん（53歳・男性）もその一人です。高校卒業後、長年にわたり一般企業へ勤めましたが、業績不振により退職。再就職先

で上司からの慢性的な叱責に悩み、

強盗未遂事件を起こしました。勾留中から知的障害が疑われる言動があり、弁護士、発達障害者支援センター、発達障害者支援センターへ勤めました。

当センターでは相談支援事業所などと連携しながら、福祉サービスの

申請、作業所への就労支援、グループホームでの生活支援を実施。障害

の特性を理解し、支援者への橋渡しを行なうことで、対象者の生活の立て直しに成功しました。

当センターには支援対象者からの感謝の言葉が多く届きます。Wさん

（70代・男性）は「支援がなかったら、出所後路頭に迷っていたと思います。私たちは、兄弟とかに見放された人たちばかりから、刑務所

に会いに来てくれるのはうれしかった。犯罪を繰り返さないことが恩返し。感謝の一言です」と語ります。

手製の干し柿や、釣つたばかりの魚などを送つてくれる人もいます。残念ながら物品の受け取りは禁止されているため、気持ちだけありがとうございます。出所後間がたく受けとっています。出所後間



遊びに来た高齢で独居の支援対象者さんと一緒に。職員「折り紙で季節の飾りを作りましょう。最近は、何か困っていることはありませんか?」

もなくは日々の生活に精いっぱいで、余暇を楽しむ余裕などない人ばかりですが、刑務所という閉鎖的な空間では見られなかつた一面や、生活スタイルに気づく新鮮な喜びがあります。地域生活の定着に成功した対象者からの声が、職員にとって一番の励みになります。



刑余者と実際に接してみると 「ごく普通のおじいちゃん・おばあちゃん」

啓発活動を行ないながら
刑余者のよき相談者として支援
促進のため、県内の福祉系大学や福

祉施設、保護司会などで年20回ほど
啓発目的の講演を積極的に行なって
います。

その後、老人ホームへの入居が決定。毎週1回の定期訪問に加えて、施設生活で問題が生じた際も即訪問し対応しました。被害者への謝罪の意味をこめた月忌参りへの付き添いなど、生活面でのフォローアップを進めました。

本人の性格上の問題から、周囲の方々と衝突することもありましたが、施設職員との関係構築に成功。最終的には呼吸器系の疾患で他界しましたが、罪を償いながら地域生活に少しづつ定着でき、支援の成果を感じました。

そうした人たちに、私たち職員は「衣・食・住」の環境を調整しています。



的障害といった刑余者の特性を鑑みながら、少しづつ社会へ復帰できるよう、支援対象者のよき相談者として日々努めています。

Uさん（81歳・男性）は幼少期に両親が離婚、その後父が戦死し児童養護施設へ入所しました。中学卒業後は工場へ勤めましたが、窃盗を繰り返し少年院へ2度収容。出所後も住所・職が定まらず、21歳で強盗殺人を犯し、無期懲役となりました。仮出所の調整が過去数回行なわれ

2020年までの7年間で支援したケースは約230件にもものぼります。その多くは長期刑の出所者で、社会生活をイメージしてもらうために、重点的に面接を重ねます。

報交換が求められますが、「済生会の使命として生活困窮者支援がある」という共通の理解で支援ができるのが強みです。

長期刑からの再スタート 生活の立て直しを支援

熊本県地域生活定着支援センター

2021年で開設8年目を迎えました。社会福祉士を含む5人で、刑余者の帰住先の調整や行政手続きといったコーディネート、フォローアップを行なっています。

TEL : 096-277-1508

センター長
吉野雅人
Yoshino Masato

ましたが実現せず、保護観察所から依頼を受け、特別調整の事案として当センターが支援を開始。刑務所や

地方更生保護委員会などと協議・連携を行ないながら、入所予定施設の事前利用体験を実施、仮出所を実現しました。

住宅型有料老人ホームへの入所を目指に、まずは自立準備ホームを利用しました。身寄りや帰住先のない出所者を一時的に保護する施設です。住民票も職権削除されていたため、再申請の手続きを行ないました。

仮出所後の生活費は、受刑中の報奨金が活用できました。金銭管理の依頼を受け、社会福祉協議会の権利擁護事業支援と連携しました。

また、長い刑務所生活により、飲食店での支払いをはじめとした基本的な社会生活に支障があり、介護が必要な状態でした。介護保険の申請準備のほか、地域包括支援センターの協力を得ながら、成年後見制度も申請しました。



迷惑かけたな。
これからは俺がそばにいるから



(上)「もう刑務所はこりゃりやわ」と笑顔で話す
支援対象者　自宅訪問時の様子　(右)行政窓口
などにも同行し、申請などを支援します



「妻の容態は大丈夫ですか？」が口癖だった夫。出所後のお見舞いの様子

以前住んでいたアパートの家賃滞納分の返済、高齢者施設退去後の住まい探し、夫の糖尿病治療、妻のリハビリ、適切な金銭管理など課題が山積していましたが、福井県済生会病院との連携や各種申請を通じて、生活保護受給、住まいが決定しました。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所なども加え、地域で連携しながらサポートを継続しました。その後も、月に一度程度の自宅訪問、

初回面接時、精神状態が不安定になり、意思の疎通が叶わず面接中断を繰り返していました。支援は困難に思われましたが、面接での精神的

関係機関との情報共有を行ない、地域と連携しながら見守り続けています。

家庭環境に悩む支援対象者が安心できる環境を確保

支援対象者の中には、幼少期からの家庭環境が大きく影響し、罪を犯してしまった人もいます。24歳の女性は、幼少期から成人するまで父親から性暴力を受けていました。母親をふくめ相談できる相手がおらず、自傷行為を繰り返した末、覚せい剤使用に至り逮捕されました。

当センターは、通院先を確保し、地域の相談支援事務所へ相談。さらに、性暴力の再燃時の避難先としてショートステイの調整、性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」(福井県済生会病院内)を紹介し、安全確保と不安の払拭を図りました。

現在は、週に一度電話で、近況のテーマを事前に見せるなどの工夫をし、徐々に話ができる関係になっていきました。

当センターは、通院先を確保し、地域の相談支援事務所へ相談。さらに、性暴力の再燃時の避難先としてショートステイの調整、性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」(福井県済生会病院内)を紹介し、安全確保と不安の払拭を図りました。

支援対象者の中には、残念ながら再犯してしまう人もいます。当センターは、少しでも再犯を防ぐため矯正施設出所後の対象者に対して細かな支援を行ないながら、地域生活になじめるよう後押しを続けます。



自宅訪問時に夫婦が見せた笑顔。些細な困りごとはありますが、当センター、地域の支援を受けつつ、支え合いながら生活しています

福井県地域生活定着支援センター

福井県済生会病院との情報共有、業務連携を密に取りながら、支援を行なっています。支援対象者を刑余者ではなく、ひとりの高齢者、障害者として考え、関わっています。

TEL: 0776-28-1126

センター長
松岡伸郎
Matsuoka Nobuo

持病・負債を抱え、家もなし
高齢夫婦の再出発

70代の夫婦は、窃盗の罪で別々の刑務所へ収容されました。公的年金の納付が不十分であったため給付が受けられず、夫婦共通の趣味である

パチンコも生活を圧迫。食料品などの万引きをしました。家賃の滞納もあり、当時住んでいたアパートの大認知症の疑いがあつた上、夫は糖尿病が悪化していました。帰る場所を失い、医療面、経済面で再出発が困



福井県地域生活定着支援センター
社会福祉士、経理の専門職員で構成。最少人数で最大限のパフォーマンスが發揮できるよう努めています



プログラムのワークブック。
高齢者が手先を動かしながら参加できるよう工夫した
カードも手作り

石川県地域生活定着支援センター

石川県済生会金沢病院内で、医療ソーシャルワーカー（MSW）や医師、看護師などの医療従事者と連携しながら、刑余者の地域生活への定着を支援しています。

TEL: 076-266-2922

センター長
奥名司夫
Okuna Morio

地域生活への定着の力ぎは 地域の理解と協力

対象者が地域の中で、その人らしく自立した生活を送るために、地域のみさんの深い理解と協力が不可欠です。

行政機関や地域包括支援センター、福祉施設などと連携しながら、支援の輪を広げています。

地域の協力を得る難しさを感じた例として、支援対象者Uさん（81歳・女性）のケースがあります。窃盗の罪で矯正施設へ入所、保護観察所から支援依頼を受けました。入所中に3度本人と面接しましたが、自宅があることを理由に「支援は不要」と主張し続けました。

しかし、自宅は大雪による屋根瓦の落下と雨どいの損傷で、帰住が難しい状態でした。4度目の面接で現状の写真を見せながら説明し、ようやく支援の同意が得られ、一時的にサービス付き高齢者向け住宅へ入居。並行して自宅の修繕工事を行なう計

画で支援を継続しました。

しかし、本人が地域住民との間で起こしてきたトラブルもあり、自宅への帰住に関して地域から地域包括支援センターへ不安を訴える声が寄せられました。そこで行政や地域包



職員「社会復帰支援指導プログラムをはじめます。罪を犯してしまった過去を振り返りながら、社会復帰に必要なことを一緒に学んでいきましょう」

こんな年齢なのに、まだまだ 働けることがわかりうれしい

後見人制度を利用することについて本人を説得してもらいました。

支援開始から17カ月、ようやく有料老人ホームへ入居できましたが、今度は問題行動の相談が。地域包括支援センターを交えたケース会議を開催し、本人が思いを吐露できる機会を作るなど状況改善を図りました。

地域住民や入居先の理解が得られないことは、当センターは各所との相談・支援等を粘り強く重ね、本人の思いに寄り添った支援に努めています。

医療と福祉の両輪で よりよい生活を取り戻す

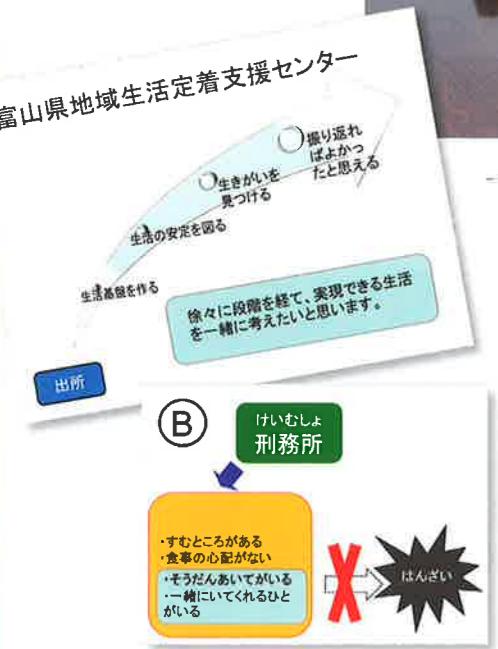
当センターは、金沢病院内に事務所があります。MSW、医師、看護



(上)職員「こんなにちは、お体の調子はいかがですか?」(右)医療従事者、居宅介護支援事業所とのカンファレンス



対象者は出所後の生活が不安。それを払拭できるよう、丁寧でわかりやすい面接を心がけています



ケアマネジャーなどの支援者と関係を構築しながら、地域での生活になじんだ安堵感^{あんど}がにじみ出ています。帰る場所のない人の支援は課題も少なくありませんが、地域の福祉機関へ積極的に働きかけ、受け入れ先を増やせるよう努めています。

支援後 有料老人ホームへ入居したYさん（60代・男性）から、このような言葉をもらいました。

「なんかもう十分満足している。時々あなた方に遊びに来てほしい」

声掛けも。相談相手として困つていることを聞くことで、生活の変化の把握に努めます。問題を拾い上げ、本人や地域のみなさんと連携しながら解決に向けて支援することが、地域での生活にじむために必要です。

なんかもう十分満足している。
時々あなた方に遊びに来てほしい

富山県地域生活定着支援センター

支援対象者の地域生活への定着には、地域のみなさん、関係機関のご協力が必要不可欠です。各所との関係作りに努めながら、対象者への助言、援助を行なっています。

EL:076-437-1177

主任相談支援員
西田知大
Nishida Tomohiro

社会から孤立した刑務所しか居場所がなかった対象者が犯罪へ至った背景には恵まれない家庭環境、障害、精神疾患、依存症などの要因がありますが、見落としがちのが「孤立」です。相

談する術や制度を知らない人、犯罪係で居場所を失っていた人。社会から孤立し、刑務所が唯一の居場所となつてしまつた人が多くいます。



「Mさん、フードバンクさんからいただいたお米です」「職員さんありがとうございます。生活保護だけでは厳しくてね……。先日もらったレトルトカレーもおいしかったよ。」

「居場所」と「出番」を探して
地獄での生活を支え

対象者への支援に必要なのは「居場所」（住まい）と「出番」（就労、

立し、社会生活がうまくいかず、自ら再び刑務所へ入所するため罪を犯しました。

当センターは、面接でKさんの希望を聞き、帰住希望自治体や入居施設への相談、出所日当日の出迎え、帰住先の役所での手続きを支援しました。初回面接時は緊張している様子でしたが、少しづつ笑顔を見せてくれるようになり、面接後に泣きながら感謝の気持ちを伝えてくれたことが強く心に残っています。

青年期までは問題なく過ごしました。



職員 一人ひとりが社会福祉士や精神保健福祉士の専門知識・経験を生かしながら、支援対象者に寄り添い、地域三密の精神的・社会的・精神的支援を行なっています。

全国済生会刑余者等支援推進協議会のあゆみ

わが国最大の社会福祉法人として 刑余者等の就労支援を全国へ

就労支援

協議会は出所後の生活を見据えて、刑務所内での就労支援説明会や採用面接も実施しています。

また山口地域ケアセンターが山口刑務所と締結した「やまぐち再犯防止プロジェクト」（2015年）では、出所後の円滑な社会復帰支援を通じた再犯防止に向け、刑務所内で介護福祉士研修・実務者研修を通じた再犯防止研修・介護福祉士実務者研修を実施。修了者の実習も受け入れ、資格取得と就労を後押ししています。

同センターは、刑務所内で理容師免許を取得した受刑者の散髪ボランティアや、保護観察中の社会貢献活動なども引き受けています。



全議会 国済生会刑余者等支援推進協議会（篠原栄二会長）は、日本最大の社会福祉法人・済生会が、

刑余者等の就労支援を全国展開するための法人横断組織です。

2016年8月の発足以来、刑務所・更生保護施設・保護観察所などの連携、就労を中心とした刑余者等の支援に関する情報交換、効果的な支援方法の研究などを行なっています。

構成員は、地域生活定着支援センター長や、保護司の嘱託を受けた役職員、刑余者等の援助に携わる医療相談員。当初は10支部（地域生活定着支援センター4、病院・福祉施設6）で立ち上げましたが、済生会の関係団体や支部に働きかけ、各地の刑務所の視察・協議など積極的な活動を展開する中で、2020年11月には、全40支部のうち30支部（地域生活定着支援センター5、病院・福祉施設33）まで増加。刑余者支援の活動が全国に広がっています。

千房の中井会長と篠原会長が対談

刑務所との意見交換

2020年2月までに、全国12カ所

の刑務所・少年刑務所（山形・岩国・大阪・府中・新潟・麓・川越・札幌・山口・美祢・鹿児島・加古川）を視察し、意見交換を重ねています。



済生会・支部への活動展開

済生会一丸で刑余者支援に取り組むため、支部への啓発に努めています。



職親プロジェクトとの連携

刑余者の再犯防止・社会復帰について、就労・教育・住居・仲間づくりの視点から参加企業・法務省・矯正施設・専門家などが共に考え・支える「職親プロジェクト」。その立ち上げメンバーで、創業当初から刑余者を採用してきたお好み焼きチェーンの千房株式会社・中井政嗣会長と篠原会長が2019年5月に対談し、就労支援推進で協力することを話し合いました。

7月にも、同プロジェクト関係者（日本財團・小学館）と法務省を交えた意見交換会を済生会本部で実施。

協議会関連の主な出来事

協議会関連の主な出来事

●2016(平成28)	協議会発足
●2017(平成29)	初めての刑務所視察・意見交換（山形）
●2018(平成30)	府中刑務所の視察・意見交換
●2019(令和1)	協議会関連の主な出来事
7月	法務省矯正局と協議
8月	北海道済生会で啓発
9月	川越少年刑務所視察・法務省コレワーク東日本と意見交換
10月	全国老人福祉施設協議会に活動を紹介
11月	法務省コレワーク西日本と意見交換・協議
12月	山口県刑務所出所者等就労支援推進協議会で支援実績を報告
2020年1月	全国老健連合会にて活動紹介
2月	法務省矯正局と意見交換
3月	法務省矯正局と意見交換
4月	法務省コレワーク西日本と意見交換・協議
5月	山口県刑務所出所者等就労支援推進協議会で支援実績を報告
6月	法務省コレワーク東日本と意見交換
7月	北海道済生会で啓発
8月	川越少年刑務所視察・法務省コレワーク東日本と意見交換
9月	全国老人福祉施設協議会に活動を紹介
10月	法務省コレワーク西日本と意見交換
11月	山口県刑務所出所者等就労支援推進協議会で支援実績を報告
12月	法務省コレワーク東日本と意見交換

「法人一丸となつて使命を果たそう」

当会は平成28年8月29日に発足しました。

当初、構成員は10支部（定着支援センター4、病院・福祉施設6）だけでしたが、令和2年11月現在、30支部（定着支援センター5、病院・福祉施設33）となりました。

令和2年9月1日に「済生会における刑務所出所者支援の基本方針」が法人より示され、ますます活発な活動が求められています。また、国においては平成28年法律第104号、同年12月14日に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」、都道府県、市町村において策定された「再犯防止推進計画」により、まさに社会全体としての取り組みが求められています。

当会が発足して間もなく法務省に創設されたコレワーク（矯正就労支援情報センター）、当時は、関東と関西の2カ所でしたが、令和2年度から8ブロック体制に拡充され、当会とも連携しながら活動しています。また、就労支援活動の連携として「職親プロジェクト」（中井政

嗣・千房グループ会長）とも連携を進めているところです。

このように当会は一法人だけでなく法務省をはじめ矯正・更生関係機関（団体）とも連携強化することで法人の使命を果たす活動をしています。主な活動として矯正施設（刑務所等）の視察と職員との情報交換などを行なっています。

矯正施設といつてもさまざまです。性別・年齢別・犯罪傾向別など、施設の違いや矯正施設の中での生活も異なります。役立っています。結果として就労支援（雇用）をする病院、施設も増えつあります。刑務所出所者に対し済生会が提供する医療・福祉サービスは無論のことですが、今後は社会福祉法人として刑務所出所者への個別的支援、特に生活支援にもっと力を注ぐべきと考え、活動を深めています。

ちなみに山口地域ケアセンターでは、受刑中から出所後を見据えたシームレスな支援活動を実践しています。山口刑務所と「再犯防止プロジェクト」を締結し、職業訓練として介護福祉士実務者研修を開催し、出所後は雇用につなげています。受刑者が、早期社会復帰に向けて具体的な就労や生活のイメージを持ち、安心仕事活動、インターネットを引き受けています。また帰住先のない受刑者に対し施設の一部を転換し、自立準備ホーム（定員10）を開設しています。これらの活動は、刑務所出所者に対する支援活動のほんの一部であり、地域を考えた場合まだまだ活動の種類、範囲は広がります。

済生会人として一丸となつて基本方針に沿った刑務所出所者への支援活動を取り組み、済生会の力を示しましょう。



全国済生会刑余者等
支援推進協議会
会長 篠原栄二

な支援活動を実践しています。山口刑務所と「再犯防止プロジェクト」を締結し、職業訓練として介護福祉士実務者研修を開催し、出所後は雇用につなげています。

受刑者が、早期社会復帰に向けて具体的な就労や生活のイメージを持ち、安心仕事活動、インターネットを引き受けています。また帰住先のない受刑者に対し施設の一部を転換し、自立準備ホーム（定員10）を開設しています。これらの活動は、刑務所出所者に対する支援活動のほんの一部であり、地域を考えた場合まだまだ活動の種類、範囲は広がります。

12月

●2020(令和2)
加古川刑務所の視察・意見交換

10月

広島刑務所で就労支援説明会
事長が基調講演

●2019(令和1)

法務省シンポジウムで炭谷理事長が基調講演



炭谷理事長が「済生会における刑務所出所者支援の基本方針」を通知 第10回協議会、構成員が30支部に拡大



済生会は日本最大の社会福祉法人 地域の医療・保健・福祉を担う

恩賜財団済生会は明治天皇の「済生勅語」に基づき明治44年設立されました。社会に増大した困窮者に無償で医療を行ない、それによって生を濟^{すく}おうとい

うのです。各地に診療所を設け、貧困所帯に無料の特別診療券を配布して受診を促したほか、巡回診療班を編成して困窮者の多い地区を回り、診療・保健指導を行ないました。

第二次大戦後、済生会は財團法人から社会福祉法人に改組して再スタートを切りました。天皇のお志を忘れないため恩賜財団の名を残し、「社会福祉法人済生会」を正式名称としています。

現在、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴し、理事長は炭谷茂が務めています。公的医療機関として指定され、全国40都道府県で99の病院・診療所をはじめ福祉施設等を含め394施設を運営。約6万3000人の職員が働く日本最大の社会福祉法人となっています。令和元年度は、延べ2111万人が本会を利用されました。

地域の方々の目線に立って、皆さまに最適な医療・保健・福祉を総合的に提供することが、われわれの最大の使命だと考えています。



明治天皇



秋篠宮皇嗣殿下

年表

明治	▶44年 2月11日 明治天皇「済生勅語」を発し、お手元金150万円(現在の16億円に相当)ご下賜
▶44年 5月30日 済生会の設立許可(創立記念日)	
▶44年 8月21日 初代総裁に伏見宮貞愛親王	
▶44年 9月 9日 医務主管に北里柴三郎	
大正	▶1年 10月 24日 紋章として「なでしこ」を制定
▶2年 9月 1日 済生会第1号の神奈川県病院開設	
▶12年 4月 2日 第2代総裁に閑院宮載仁親王	
▶12年 9月 1日 関東大震災。臨時に巡回看護班を編成	
昭和	▶20年 8月 21日 第3代総裁に高松宮宣仁親王
▶26年 8月 22日 医療法による公的医療機関に指定	
▶27年 5月 22日 社会福祉法人として認可	
▶37年 10月 7日瀬戸内海巡回診療船「済生丸」進水	
▶62年 4月 21日 第4代総裁に高松宮喜久子妃	
▶12年 4月 3日 第5代総裁に三笠宮家の寛仁親王	
▶22年 12月 10日 本会の10年間の事業目標であるマスターープラン「第四次基本問題委員会報告」	
▶23年 5月 30日 創立100周年記念式典 天皇皇后両陛下ご臨席	
▶25年 4月 1日 第6代総裁に秋篠宮殿下	
▶29年 4月 1日 第13代会長に有馬朗人	
令和	▶1年 5月 1日 新天皇即位 秋篠宮殿下が皇嗣殿下に

シリーズ 済生会の力 第15集

地域生活定着 支援センターのしごと

令和3年3月25日 第1版第1刷発行

発行 社会福祉法人 恩賜済生会
理事長 炭谷茂

編集 広報室

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28
三田国際ビルディング21階
TEL: 03-3454-3311(代)
URL: <https://www.saiseikai.or.jp>

トップ指導医たちが吟味を重ねた1,200を超える良問が 内科系専門医試験合格をサポート!

内科系専門医試験対策のためのオンライン問題集



2021年3月 開講!

特徴

- ① トップ指導医たちによる最強の臨床トレーニングWEBアプリ
- ② 内科系専門医試験の出題形式にそって作成され、専門医カリキュラムの重要トピックを網羅。
- ③ 最新のガイドライン・エビデンスをふまえた問題と解説により内科臨床の必須事項は一通り学ぶことができる。
- ④ 専門医試験の約60%を占める臨床問題対策に最適の学習ツール
- ⑤ スマホ、タブレット、PCでいつでもどこでもスキマ時間に効率的に試験対策。学習支援機能も充実



価格：30,800円（28,000円+税）：1年間



主な エディターの ご紹介



岡崎 仁昭
自治医大医学教育
センター長（教授）



简泉 貴彦
高槻病院総合内科
主任部長



山田 悠史
マウントサイナイ
医科大学老年医学
科フェロー

収載内容（計1,248問）



※ 収載書籍および問題数は2021年1月時点の予定となります。予告なく変更・収載される可能性があります。

THE 内科専門医問題集 1 WEB版付 (207問)
2021年4月追加予定

THE 内科専門医問題集 2 WEB版付 (223問)
2021年4月追加予定

THE 総合内科ドリル WEB版付 (218問)

こちらから
アクセス
してください



医学書院 WEB内科塾

<https://www.igaku-shoin.co.jp/webnaikajuku>



医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23 [WEBサイト] <https://www.igaku-shoin.co.jp>
[販売・PR部] TEL:03-3817-5650 FAX:03-3815-7804 E-mail:sd@igaku-shoin.co.jp